

第十九回 参議院内閣委員会 會議録第三十一号

昭和二十九年五月十一日(火曜日)午前
十時五十二分開会

委員の異動

五月十日委員井上知治君及び重宗雄三君
君辭任につき、その補欠として西郷吉之助君及び石原幹市郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小酒井義男君

理事

植竹 春彦君
長島 銀藏君
竹下 豊次君

委員

石原幹市郎君
西郷吉之助君
白波瀬米吉君
岡田 宗司君
松本治一郎君
山下 義信君
八木 幸吉君

國務大臣

國務大臣 塚田十一郎君

政府委員

行政管理局次長 大野木克彦君

行政管理局

管理部長 岡部 史郎君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員 藤田 友作君
会専門員

説明員

行政管理局管理官 中尾 博之君

第一部 内閣委員会會議録第三十一号 昭和二十九年五月十一日【参議院】

本日の會議に付した事件
○行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○参考人の出頭に関する件

○委員長(小酒井義男君) では只今より内閣委員会を開会いたします。

○山下義信君 今回の人員整理について大体の政府の考え方は、今日までの御説明では承わつたのであります。が、具体的に整理の人員の数字が出ておりますのでこの数字を弾き出されたいと希望するものが、どういふ基準でこの整理の人員の数字が出て参つたのかということが承わりたいのであります。これは昨日の八木委員の質問にあつたかとも思ふのであります。重複いたしましたらばお許しを願ひたいのであります。ただ漫然とどういふ六万余の数字が出て来たのか、何か基準があつてこの数字を弾き出して来たのかということをお聞きしたいのであります。

○國務大臣(塚田十一郎君) 断片的にはいろいろな機會にお答え申し上げておるかも知れませんが、総合的にまだお答え申し上げたことがないように記憶いたしますので、お尋ねのありました機會に少し詳しくお答え申し上げます。先ず最初にとつてこの行政整理を考えたかということではあります。

が、人員整理の部分はやはり機構の改革、事務の整理が先行してそれによつてどれだけ整理できるかということをお算出すべきであると考えたのであります。すけれども、だん／＼やつてみた経過において機構改革のほうはいろいろ諸般の事情で今国会には間に合わない、それからして事務整理のほうも事務整理といふものをやつてみてそれから人員の整理を出すというところは非常にこれは困難である、そして恐らくその行き方で行く場合には殆んど整理らしい数字といふものを得ることができないであらうという結論に到達いたしましたので、別の観点から整理数字といふものを出してみ、そしてそれを現実の事態に合うようにできるかどうかということを検討してみたわけでありました。一つはそういう数字を頭に置いてそれにマツチするようには今度事務の整理なり事務の運営の合理化なりができるかどうかということ、而もそれを或る部分は例へば全般的に人事行政事務を簡素にするとか会計事務を簡素にするとかいふこと、他の部分は個別にそれ／＼の省に適當したそういう方法を考へて頂くということ、まあそのほかいろいろ／＼な少くも人手が減らせるような工夫をその裏付けとして考へて考へ出した整理数字が、無理なくこなして頂けるかどうかということとを各省についてお考え願つて、各省と相談をして最終的な数字をきめた、こういうことになるわけでありました。そこでそれでは数字を決定する作業は

どのようになされたかと申し上げますと、各省庁を通じて仕事を種類といたしたものに分けてみたわけでありました。例へば一般管理の事務でありますとか、それから地方の出先機関と中央の本省といふようなことも考慮に入れまして、それから技術関係の人、そういう者とそうでない者といふような区別もある。そういうふうないろいろの観点からして大體整理の難易といふものを頭に置いて、五つぐらいのグループといたうものを先ず考へてみたわけでありました。そしてそれと同時に過去幾たびかの整理の場合には整理除外と申しまして、整理は全然このグループについてではできないといふものも考へておつたように記録にはあるものであります。が、今度の機會には整理除外といふものを認めない、ということ、どうせ整理といふものは非常に困難なものなものであるからして、而もやらなければならぬといふのが広い国家的要請であるからして、とにかく整理ができないと考へられるものもできないといつて放つてしまわずに、その中でもなお且つ整理する余地がないかということとをそれぞれ部署で御検討願うという気持ちで整理除外といふものを認めないといふことにいたしました。最低のグループにつきましては二〇%から最高のグループについては二〇%までの間に段階を設けてこの五つのグループを配列いたしました。そしてその各グループに該当する数字に当該率を乗じまして一応出て来た各省別の整理予定人員

といふものを得たわけでありました。その人員をもちまして行革本部の第一次の案といたしまして各省に折衝を始めたいのでございます。当然各省からそれについて具体的ないろいろな事情を訴えられて、この点は整理困難である、又この点は非常に率が高過ぎるというふうなことをいろいろ意見がございまして、それに従つてこのグループ分けも変える、又率も高い率にあつたものを低くする、場合によつては低い率にあつたものを高くするといふようなこともありまして、そういう工合にして二度に亘りまして各省の意向を聞きまして、三回目に最終的に行革本部の数字といふものを得て、これでまあ大體閣議において御了承を得たということでありました。で二度の折衝の過程におきましては、当初のスタートにおきましては全然整理なしといふものは認めないという原則でありましたが、個々のものにつきましてはやはり成るほど無理だと思ふものは、原則としては整理除外なしておりますが、実際の扱いとしてはこの部分で整理が行われたいといふことを認める、でその部分で行われたい部分の一部分は当初の数字を減らすといふこと、又他の部分は、そこで減らせないが他の部分でその部分を整理される余地のある部分があるならば、当該者の隨意にお任せするといふようないろいろな話合にいたしました。最後に若干整理されたいといふ部分もできておるようでありましたが、大體そういうふうな経過でこの御審議

であります。それでこれは又資料で出して頂いてよろしいのであります。が、具体的には又各省で伺うことにします。

それでその次は特別待命といふこと、今この法律では臨時待命といふことになつていますね、これは結局は何名でございましてか、七千幾らでしたか、九千幾らでございましてか。

○政府委員(岡部史郎君) 二月十五日までで締切りました数字は各省を通じて九千六百六十名でございまして。

○山下義信君 九千六百六十名でございましてね。それで今法律では臨時待命といふのです。

○國務大臣(塚田十一郎君) さようでございます。

○山下義信君 それでこの臨時待命のこと、何というと思うのですが、この九千六百六十名の臨時待命者の中で希望によりまする待命者が何名でございましてか。

○政府委員(岡部史郎君) 今山下委員の仰せられましたのは臨時待命と仰せられましたが、これは特別待命のことでございます。特別待命といふのは二月十五日までで終りました、定員法で今度新たにしようといふのが臨時待命でございまして。今九千六百六十名と申上げましたのは、その特別待命のほうでございまして。で、この特別待命はすべて希望に基づきまして各省で公務の運営に支障がないという見きわめをつけた上でこれは承認するといふことに相成つておりますから、すべて希望によりまして承認したものでございまして。

○山下義信君 わかりました。私が数回聞きましてもういふ誤解をいたしますから、如何に本法案が難解かと

いうことがこれでわかる。(笑聲)特別待命者といふのは二月十五日までで、それでそれ以後は臨時待命でございましてね。

○政府委員(岡部史郎君) さようでございます。

○山下義信君 そうするとこの法律の上には特別待命といふものは出ておりませんね、特別待命といふ字句もございませぬし。ですからこの特別待命といふものはこの法律には何ら関係はない、定員の数には関係がありませんけれども、この法律の中には特別待命に関するものは何にもないわけでございますね。特別待命に關するものは全部希望者でございましてね。

○國務大臣(塚田十一郎君) さようでございます。

○山下義信君 とさう、御返事になるのでございまして、私の言つておるのとだけ速記にのりますから御返事を頂きたい。(笑聲)

○國務大臣(塚田十一郎君) さようでございます。

○山下義信君 そうしますと、今後臨時待命といふものはどういふ場合に出て来ますものか臨時待命ですか。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは特別待命と臨時待命は法律に根拠を置いてやるか、ただ法律に根拠を求めないで閣議決定でやつたか、形式的にやつておられますので、最初にこの待命制度といふものを考えたときには、整理といふものを考えたときに、少しも早くどうでも本人もやめていいとお考へになるか、それからして行政管理局側でもやめても事務に差支えないといふことで両方の意見が一致したものは、少くとも職を離れてそれ／＼やめ

られるかたは適當な職について頂くようならばそれで結構だといふことで、成るべく早く本當の整理の前にやろうといふことが待命制度といふものを考へ出した原因なんでありまして、それを考へましたときに強制で果してでき

るかどうかといふことを考へた結果、法律に根拠がなくしては強制はできない。従つて特別待命は本人の承諾のあるものに限るといふことになりまして特別待命が考えられ、それが二月十五日までで終りました。併し今度の整理のときはその考え方を新しく整理の

一つの方式の中に入れて、法律にはつきりと根拠を置きまして今度は整理する。併しこの臨時待命の場合にも若し本人の希望があり、又特別待命と同じように双方の意思が合致して行くことになるならばそれも結構だといふことで、臨時待命にも合意による待命があり、更に臨時待命の場合には法律に根拠がありませんだけに、最終的には合意によらないで行政管理局の任命権者の一方的な意思だけでもおやめ願うといふ方法も合せて考えられてあるわけ

あります。

○山下義信君 そういたしますと、もう一度聞きますがね、特別待命といふのはこの法案にあります臨時待命といふのと別でございましてね。

○國務大臣(塚田十一郎君) さようでございます。

○山下義信君 この臨時待命者はおよそ何名といふことになるお見込でござい

ますか。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは法案ができてから実際に各省が運用に當つてみないとわからないわけであり

ます。臨時待命の中でも合意により

ます。

○山下義信君 それでは困るのです

が、おわかりにならなでは審議ができません、おわかりにならなといふことよつと私或いは言葉が不備でござい

ますが、はつきりと何名といふことをおわかりにならなでも大体の数は出ておりますね、大体の数は出ておるのじやないかと思ひますが。

○國務大臣(塚田十一郎君) これはこの全体の数といふことであります。な

らば、総体の整理予定人員のうち、これは年次計画になつておりますから、今年分はその中から今まで特別待命ですでに定員から落ちておる分があり

ますからこれを除きますと、二十九年度中におやめになる総数があるわけであり

ます。この中から合意でおやめになられるかたを引きますと、最後に強制でおやめ願うといふ数字といふものが大体出て来る、大体こゝろいふあれで

ござい

○山下義信君 で私はそこを伺いたいのでござい

ますが、大体ずつといふいろいろな整理をなさ

いまして、そうして欠員もござい

ますし、休職者もおりますし、それから今の特別待命でもう話の

済んでいるものもあ

りますし、それ

から今度の特別待命でもう話の済んでいるものもあ

りまして、それ

から今度の特別待命でもう話の済んでいるものもあ

りまして、それ

から今度の特別待命でもう話の済んでいるものもあ

りまして、それ

から今度の特別待命でもう話の済んでいるものもあ

りまして、それ

から今度の特別待命でもう話の済んでいるものもあ

りまして、それ

から今度の特別待命でもう話の済んでいるものもあ

りまして、それ

から今度の特別待命でもう話の済んでいるものもあ

りまして、それ

応私御説明を申し上げますが、更にお尋ねでございますから御説明申し上げますと、只今大臣から申し上げます通り、今度の整理は年次別計画になっておりまして、二十九年年度におきます整理数は各省各庁を通じて、これは警察の一万を除きますと一万八千三百二十一名でございます。これが整理数でございます。一万八千三百二十一名。然るに二十九年年度におきましては新規事業その他によりまして増員する面がございます。新規増員が六千五百七十四名ということに相成っております。そういたしますと、これは単純な差引計算をいたしますと、純粹な減少は一万一千七百四十七名という数字が出ております。これは勿論片方で減るのと片方でふえるのでは、直ちに減らすほうはふえるほうに配置転換できるかどうかということは別問題でありますから簡單には申し上げますと、単純な算術計算をいたしますと、そのような数字になるのであります。即ち二十九年年度におきまして単純な各省を通じての算術計算をいたしますと一万一千七百四十七名であります。そのうちこれが二十九年年度におきまして整理しなければならぬ本當の数でありますが、このうちすでに先ほど申し上げました特別待命九千六百六十名が出ております。ただこの九千六百六十名の中には警察職員の待命によるものが千六百名ございますからその分は引いて頂きます。九千六百六十名から千六百名を引いた分が一般關係の待命数であります。でその分をこの中から引いたものが今度は二十九年年度における臨時待命にかかる分でございますが、その全部が臨時待命にかかるかと

申しますと必ずしもそうも言い切れませんので、と申しますのは現在私手元に持つております数字では、各省各庁を通じまして一月一日現在における欠員数が六千六百五十三人あることになつております。この欠員数はその後変動がございますから御了承頂きたいのでございますが、手元にある数字では六千六百五十三名でございます。この欠員もすべて定員の減に振替ができますかと申しますと、これは各省各庁の事情によりましてそう振替できない数字が多いと思いますが、振替できる部面もございますので、これらをいろいろの各省各庁混ぜ合せましてどれくらゐの待命数ができるかということは、先ほど大臣から申上げました通り今確定数はつかめませんが、概数の見当はそんなことで一つ御見当をおつけ頂ければ幸いだと存じます。

○山下義信君　わかりました。そうするとまあ大体今言つた数字を並べてお前のほうで見当をつけてくれと、今お隣りでそろばんを弾いておりますが、ちよつと待つて下さい、大体九百名前後、これが本年の昭和二十九年年度の臨時待命だと、こゝ一応抑えてみる人員ということになるのですね。これはもう今後はどうでございましょうか、合意という形の臨時待命というものを強制という臨時待命というもののか差がございますか、同じことでしょうか。臨時待命処分でしょうか。結局これからの整理は、ですからこれからの合意というものが、合意の臨時待命処分がありますかね、あり得ないわけですね。これからの二十九年年度の合意の臨時待命というものは予想し得られない。若しつまり言い換えれば希望ですから、希

望者にもう出ているはずなんで、合意というものと臨時待命というものはちよつと予想せられない。九百名余りは結局どうしてもこの法律に定める臨時待命の処分による整理者と一応みて行かなければならんと思われれますが如何でしょう。

○政府委員(岡部史郎君) ちよつと申上げますが、私が先ほど繰返して申上げました通り、この差引でいたしますと僅かな数字になりますが新規増員と減らすものとの振替ができるかどうか、欠員と申しますものも病院とか学校とかにあります、これも振替できるかどうかということを考えますと、単純に九百とか千とかいう数字をつかめないことは御了承頂けることと思うのであります。そこで結局それらの出て来ました何千かの職員を今度整理するにいたしましては、従来の特別待命と同じように臨時待命におきましても、合意の臨時待命によつてやつて行くのが普通の形態、大部分のケースだろうと思ひます。ただ御承知の通り行政整理の本当の方法と申しますのは国家公務員法にその根拠法規がございまして、国家公務員法の七十八条の第四号で、行政整理の場合にはその意に反してこれを免職することができるといふこれが根本の規定に相成つております。それでこの待命制度がなければ直ちに七十八条四号の強制免職に行くわけでございますが、今度の行政整理は臨時待命制度というのを設けまして大部分は合意に行く、そうして合意で行かない場合においては、七十八条の四号の強制免職に直ちに行かないように、その意に反する待命制度も設けておいて、この強制免職の方法を緩和する

というやり方でやつておりますのでこの強制による、その意に反する待命制度がなければ、直ちに、若しも強制の必要が起れば七十八条四号に行くと云うことになりままするので、これを避けようという趣旨でございます。従いましてその待命の効果におきましては、即ち給与であるとか期間であるとかそういうものは全く同じであります。

○山下義信君　わかりました。先ほどの私どものそばんは少し軽卒でした。今岡部部長の言われるように、新規増員しただけのものがすぐ振替えられるわけでもなければ、いわんや欠員がすぐそのまま振替わるわけではないのであつて、整理は整理だから整理者と新規採用と差引して整理者が減るののではないので、そこに私のそばんの間違いがありました。従つて欠員としても同様なんです。でありますから臨時待命者は九百名ではなくして正式の公式論を言へば一万以上に上る、こういうことになる、非常にこれは重大な問題です。従つてこれは要するところ、わかり易く言へば強制首切りをやるのです。それで一言言い換へれば定員法は首切法でありますから、私が今伺つておりますことが明確にならなければならぬわけですが、そこでもうあとは合意なんというようなことは、これは俗にいう話合で、法律的には合意なんというやうなことがない。岡部部長は、国家公務員法の権威者ですが、あの七十八条の四号のようなことは、今回の定員法案の附則の十項とかその他の規定がなくとも、国家公務員法の七十八条の四号の行き方というものは、この定員法の第二条のこ

の種の表のつまり数字の動きがあらば、直ちに具体的に労働省の何局の何課の何の何がしを国家公務員法七十条の四号によつて強制処分ができませんか、法の精神はそうなっておりますか。私どもも当初国家公務員法の立案に同僚竹下君らと一緒に随分時間をかけてやりましたが、あの七十八条の四号は私どもの常識的な考え方は、いろいろ大世帯な政府の職員を六十三万から六十二万にするというように数字を改めたならば、直ちにそれが強制罷免ができる法の根拠になりまして、具体的に労働省の何局の何係の何の何丘衛にすぐに適用して強制処分ができるというふうには考えられないのです。で私どもはもつとやはり他の法律によるという場合ももつと具体的に整理を受けなければならん。この法規の根拠というものがいまだ少し具体的なものを要求するように思うのでございますが、それはどういうふうに考えられますか。

○政府委員（岡部史郎君） お答え申し上げます。七十八条四号は御承知の通り「官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廢職又は過員を生じた場合」はその意に反して免職することができ。但しそれは七十八条によりまして「人事院規則の定めるところにより」と書いておりますので、具体的ににどういふ基準によるかということは人事院規則によつて定めることに相成っております。その人事院規則というものもが現在制定されておるわけでありますが、これによりまして、要するに考え方といたしましては、或る省の職員が六十二万のものが六十万に減らされた場合におきましては、その二万

第一部 内閣委員会會議録第三十二

召口三

作其の宛めのある職員で

三、

の予算というものがわかつて来るわけ

困難な退職事情のかたもおありになるかも知れないから、そういうかたにはせめて新らしく何らかの職におつきになるまでの何がしかの間、ゆとりを与えて差上げたい、こういう気持ちがむしろ主になつておりますので、今整理されたらすぐに明日から全く収入がなくなつたという趣旨でなしに、暫く収入は、勿論最低限の数字でありますけれども得ておられる間に、次に働くポストをお探し願えるということが主になつて待命制度というものが考えられておりますので、でありますからして、新らしく職がお見付かりになれば当然やめて頂くということになつておるので、勿論十分でないとおつしやれば、お尋ねの観点からすれば十分でないという御意見もあろうかと存じますけれども、私どもは国の財政の事情、そういうようなもの、いろいろの観点から総合してこの程度で相当な恩典になるのではないだろうか、こういう考え方を持つておるわけであります。

○山下義信君　それで私が伺うのは、そうすると国家公務員の身分を保有すると、こう言われますと、いろいろな制約を受けるのでしよう、そうすると十月の間、勿論臨時待命期間の長い者として十月の間、短い者は短い場合についての議論も又ありますように、十月の場合で言いますと十月の間はじつとしておらなければなりませんか、兼職も何もできませんか、ほかの役所へ。ほかの役所というところと語弊があるのですが、何もできませんか。国家公務員としての制限規定がある、あれは外せませんか、どうしておればいいのですか、教えて頂きたい。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは實際問題として何も収入を得る仕事をしなくてはならないかということになりますと、そこまで厳格には考えておりませんが、併し普通の考え方といたしましては先ほど申し上げましたように、次に何か収入を得られる職におつきになるまでの間ということを待命期間は予定をいたしておきますものでありますからして、その職が見付かれるまでは兼職ということとは勿論できません。併し待命になられたらばどうか適當な職を成るべく早く探して頂いてそうしてその職のほうに移つて頂く、こういうように希望いたしておるわけでございます。従つてその職におられて、而もなお国から給手を得ておられるという場合には、公務員として別個の観点から国が要請をしておりますいろ／＼な束縛というものの、義務というものが付くが、これはやむを得ないのであります、従つてそういういろ／＼な待命であるために受けられる拘束、そういう束縛つまりマイナスの面と、得られるプラスの面を比較考慮願つて成るべく早く職を持つということ、早く待命の立場を抜けて頂くということになるかと思ひます、こういうふうに考えております。

○山下義信君 これは押問答になりますからきりがありませんけれども、職を早く見付けたりいろ／＼するためには、国家公務員としての身分を早く外しておいたほうが便利じゃないでしょうか。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは職をお見付けになるために公務員としてのいろ／＼な制約を外さなければならぬということにはならないのではな

いだらうかと思つております。新しい職におつきになるために国家公務員としての束縛がある、これは邪魔になるということはあると思ひますけれども、これは職におつきになれば国家公務員としての身分は、待命期間が切れておやめになるわけでありまして、お探しになるために国家公務員であることの束縛が邪魔になるというのではないと思ひますし、今急に考えてそのように申上げておるのでありますが、具体的に若しそういう事態があるといひますれば、そこまでは私どもも意図いたしておりますから、考えるべき点があればそれは考えて然るべき問題だ、こういうふうに感じておる次第であります。

○山下義信君　この首切りをされる者を首を切つておいて、そして首をつないでおいて、切つたがごとく、切らざるがごとく、こういう扱ひ方というものはよほど長所があり、よほど被整理者のために便利になるということがあれば承りたいというのが私の質問の趣旨なのであります。それでそれは恩給が通算される、共済組合員としての給付が継続される、それはよろしい。これは別項にもそれに類似のことがあつてその規定を置こうと思へば置けるのですから、それもそうしてもらわなければなりません、国家公務員としての身分をそのまま置くということには、何かよほど被整理者のために利点を考へられたのかということをお聞きしておるのですが、大した考へ方もないのならそれでよろしいのですが、これは首を切つたがごとく、切らざるがごとく行き方ですから、どうしてこうすればいい、何が便利なのだ。それは次

に職を見つける間の期間をつないで歩いてやつたのだ、つないでよくと職がどうして見つかりやすいのか、職を見つけるのに便利がいいのか、職がなかなか見つからんだらうからこれだけの期間を見てやるのだということになれば、そうすると、長く勤めた者は十年の間職を見つめる間は待つてやる、三年の者は二月しか見てやらんという職を見つめる間の期間に長短があるのはどういうわけか、私にはわからん。どういうわけで二月と十月との待命期間の長短を作りましたか。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは待命といふものを考えました趣旨は、さつき繰返して申し上げましたように、職を離れてすぐに収入がなくなられてはお困りになるだらうという考え方であります。従つて私どもとしては、恐らくおやめになるかたには何がしかの恩典なりプラスになるだらう。そこで国が或る人にプラスを与えるという場合には、やはり長く国にお勤めになつたかた、そうでないかたとの間には、これは差別があるといふことは、これは常識的に納得願えるのではないだらうか。そういう考え方の恩典である以上は、やはり国にお勤めになつた期間といふもの、そういうものを考慮に入れて期間の差を設けたわけでございます。

○山下義信君 そうしますと、これはいろ／＼に伺わなければなりません、一月と十月の臨時待命期間というもの、これは勤務に対する賞与というふうな趣旨でございしますか。

○國務大臣(塚田十一郎君) 何がしかはそういう考慮も加わつておると御了解願つていいと思います。

○山 義信君 私はこの性格は非常に大切だと思うのです。これはこのたびきりになさるのか、来年もこの制度を踏襲なさるのか、恐らくこの法案の考へ方では来年も考えられるのだが、この種の制度を考えられるということになりますと、他の諸制度ともいろいろ関連して深くお考えになつただろうと思ふのですが、やはり性格は明確にしておかなければならぬ。如何なる性格のものであるか、如何なる趣旨のものであるかというのを明確にしておかなければならぬ。これは昔の封建主義のように、首を切つておいて、憐びんのかつてを以てこれだけのことをまあかわいそうだからやつておこうというような性格のものであつてはならぬ。これは今日さような性格は許されん。私は恩典だと言葉すらこれは避けたいが、この言葉を使わんとわかりにくいから踏襲して使つておるのでございませうが、恩典主義はいかん、憐びん主義はいかん、温情主義はならん。やはりこれを公務員としての或る程度まで権利、これだけのことをしてやるのが当然なら当然という、そのやはり一つの公務員の身分保障的な性格のものでなければならぬ。つまびれをやる、涙金をやるといつたような性格のものであつてはならぬと私は考える。それでこの被整理者のためにいろいろ深く考へて頂くことを我々も要求し、お考えも下さつたろうと思ふのですが、従つて公務員としての身分を保有するということに深い何か考へを持つて頂いたのだらうと思ふので承わつておるのでありますが、そういう趣旨でこの性格というものは私は明確にしておかなければならぬと、こう思つて何つておる

のであります。これは又私はよく一晩考へまして、又今日承りました御答弁を考へまして、そうして次回に質問として頂こうと思ひます。

○山下義信君 閣下、お尋ねの点にお答えいたしますが、先般の配置転換対策本部の会議におきましては、勿論議題といたしましていろいろな点が挙つたのであります。具体的に何人かをどうしようにしようとするかといふことは、いまだに決まらなかつたのであります。そのうち、先般の配置転換対策本部の会議におきましては、勿論議題といたしましていろいろな点が挙つたのであります。具体的に何人かをどうしようにしようとするかといふことは、いまだに決まらなかつたのであります。

○政府委員(岡部史郎君) さうでございます。さうして、そのうち、先般の配置転換対策本部の会議におきましては、勿論議題といたしましていろいろな点が挙つたのであります。具体的に何人かをどうしようにしようとするかといふことは、いまだに決まらなかつたのであります。

○山下義信君 それを中断しないようにならうと思ひます。さうして、そのうち、先般の配置転換対策本部の会議におきましては、勿論議題といたしましていろいろな点が挙つたのであります。具体的に何人かをどうしようにしようとするかといふことは、いまだに決まらなかつたのであります。

○政府委員(岡部史郎君) これは保安隊も公務員でございますから、中断しないで待命のまま行くなどということはないと思ひます。さうして、そのうち、先般の配置転換対策本部の会議におきましては、勿論議題といたしましていろいろな点が挙つたのであります。具体的に何人かをどうしようにしようとするかといふことは、いまだに決まらなかつたのであります。

○山下義信君 そうすると一応待命を打切つて、さうしてあれはどうなるか。公務員としての身分を保有してゐる、さうして臨時待命という扱いになつておつて、それが保安隊へ入りますと保安隊への配置転換になりますか。保安隊へ出向というか、その身分の扱い方はどうなるか。これは一応やはり籍を切つて改めて志願という形で向うへ入るべきものでしょうか。

○政府委員(岡部史郎君) 公務員の身分を切らないでそのまま向うへ行く場合は、そのうち、先般の配置転換対策本部の会議におきましては、勿論議題といたしましていろいろな点が挙つたのであります。具体的に何人かをどうしようにしようとするかといふことは、いまだに決まらなかつたのであります。

○山下義信君 被整理者、臨時待命のケースの人、臨時待命者は臨時待命を取消しますのですか。

○政府委員(岡部史郎君) 必要の場合におきましては取消することができると考へております。

○山下義信君 取消することができると考へております。この法案で行きますと何によつて取消しますか。臨時待命処分にしたというのを今度は取消しますときは、さうして、そのうち、先般の配置転換対策本部の会議におきましては、勿論議題といたしましていろいろな点が挙つたのであります。具体的に何人かをどうしようにしようとするかといふことは、いまだに決まらなかつたのであります。

考へております。この法案で行きますと何によつて取消しますか。臨時待命処分にしたというのを今度は取消しますときは、さうして、そのうち、先般の配置転換対策本部の会議におきましては、勿論議題といたしましていろいろな点が挙つたのであります。具体的に何人かをどうしようにしようとするかといふことは、いまだに決まらなかつたのであります。

○政府委員(岡部史郎君) その点につきましては、この法案に明記すべきかどうかといふことにつきましては、さうして、そのうち、先般の配置転換対策本部の会議におきましては、勿論議題といたしましていろいろな点が挙つたのであります。具体的に何人かをどうしようにしようとするかといふことは、いまだに決まらなかつたのであります。

○山下義信君 私はこの程度にしておきまして、他の質問をどうぞ。

○八木幸吉君 山下委員の御質問に關連して数字をこゝ簡単にたしかめておきたいと思ひます。

先ほど二十九年度の整理数が一万八千三百二十一名、それから増員を要するものが六千五百七十四名、それを差し引きますと一万一千七百四十七名が純減員、但しこの中から特別待命者が九千六百六十二名あつてそのうちに千六百名の警察関係のものがあるからそれを差し引くと一般職員関係の特別待命者は七千五百六十六名である、今の純減員の一萬一千七百四十七名から今の特別待命者七千五百六十名を引いたその答の四千百八十七名といふものが整理されるべき人員になる。但し一月一日の欠員が六千六百五十三名あるから、それから今の整理されるべき四千百八十七名を差し引きますと二千四百六十六名がまだ新規に増員しなければ欠員が補充できない。但しこの計算は新規採用と整理とが全然同一職種である、欠員と整理とが全然マツチするといふ前提の上に立つた数である、こゝで了解してよろしいと思ひます。

○政府委員(岡部史郎君) さう御了解頂いてよろしいと思ひますが、先ほど私國警につきましての待命者の概数を千六百名と申し上げましたが、正確な数字は千六百四十二名でございます。その点だけ申し添えておきます。

○八木幸吉君 今の四十二名の問題はよくわかりましたが、只今頂戴しました年度別定員減一覽表の二十九年一月一日現在の欠員の数が六千二百六十八名になつておりました、先ほど岡部部長からおつしやつた数六千六百五十三名といふふうになつておるのですが、約三百七、八十名の開きがあるがどうも本當でございませうか。

○政府委員(岡部史郎君) 誠に失礼でございますが、私が六千六百五十三名と申し上げたのは私の手控えでは一月一日の各省各庁の欠員のつもりでございます。

○八木幸吉君 只今頂戴しました表に一月一日現在の欠員として六千二百六十八名となつておりました、約三百七、八十名違つておるのですが、どうも正しきか。

○政府委員(岡部史郎君) 私が申し上げました数字の六千六百五十三名で御了承頂きたいと思ひますが、なお調べまして間違つておりましたならばこの次までに訂正いたします。

○八木幸吉君 若し間違つておりましたならば今頂いた表をあとで御訂正頂きたいと思ひます。

もう一点伺いたのですが、待命期間中の就職の問題を先ほど山下委員からお尋ねになつておりましたが、例へば仮採用で仕事の見習ひによへ行つてゐる者は待命を切るべきものでないかと私は思ひますが、待命の期間中に就職した場合に待命を打切るといふこと自体にも私は相當疑問を持つておりますけれども、その問題は暫く別といたしまして、待命期間中にまあ君、見習かたへ、続かなかんかわからんが来てみるという意味でよその会社などに一応行く、或いは日当くらゐな程度で行くといふのは待命を打切るべき筋合のものではないといふことをこの際はつきりして頂ければ非常にいいと思ひますが、如何ですか。

○政府委員(岡部史郎君) お答え申し上げますが、その点は特別待命の運用につきましてもかねてから問題になつております。点でございまして、これは特別待命者にもやはり公務員法百三三条及びそれに基づく人事院規則の適用があるわけでありまして、結局具体的に人事院規則の私企業禁止の問題とからみましてその規則の運用の問題となつて参ります。それで今八木先生のお話のようなケースが具体的に起つております。仮採用であるとか見習採用であるとかいふようなケースがあるようでございますが、それをどうするかといふことにつきましてはこれは各省によつてその具体的なケースにつきましては判断をしなければならぬわけでありまして、仮採用の場合と本採用の場合と給与が同じであるとか、或いは身分も相當保障されてゐるといふような場合とさうでない場合といふやうな場合同じでございますが、これはその運用は

主として従ひまして人事院でやつてお
りますので、人事院の当局から正確に
はお聞き頂きたいと思うのであります
が、私が承つておるところによりま
すと、今八木先生のお尋ねのような趣
旨の仮採用という場合には、おきま
しては、殊に期間を三ヶ月とか限つ
て、又本採用になるかならんかわから
ないという仮採用の者につきまして
は、特別待遇を打切らない方針で運用
しておる様に承知しております。

一体どういう事情でありますかとい
うこと。
それから簡単でありますからもう一
つの質問を一緒にいたしますが、この
保税倉庫に動いておられます、これは
大蔵事務官なんですか、職員は、
その業者の寄附と申しますか、納付金
と申しますか知りませんが、手数料で
すかね。手数料を徴収して、その手
料が俸給に充てられておるといふこと
にまなつておる様に承つておる
のであります。これは私昨年でありま
したか、横浜の税関にこの委員会から
出張いたしましたときに偶然そのこと
を聞きまして、どうもおかしい制度じや
ないかと、昔警察に請願調査というの
がありましたが、あれと丁度似寄つた
例でございまして、請願調査のあの制
度が非常に弊害を伴ひまして、あれは
やめられて今日あつたことではないと
思つておりますが、あれと殆んど変ら
ない制度が今まで残つてゐるといふこ
とは何か特殊な事情があるかどうか、
この疑問を持つてゐるのであります。
それが自分で倉庫をその人が持つてお
つてそこに自分の品物を入れて置いて
その出し入れをする、こういうこと
になつてゐる。その監督者がその手
料で俸給を賄つてゐるといふことは
どう考へても面白くないことじやない
か。まあ幸ひにして疑獄とか取賄とい
うようなことが表向きに聞いたことも
ありませんので、恐らくないであらう
かと思ひますけれども、非常な危険が
伴ふことじやないか。そういう悪いこ
ところまでは行きませんが、仕事の本
人としてはやはりその人たちに養われ
ておるような気持も人情としてしまし
ようし、勢い遠慮がちになつて不公正

午後二時六分開会

○委員長(小酒井義雄君) それでは午
前に引続きまして行政機関職員定員法
の一部を改正する法律案に対する質疑
を続行いたします。

○竹下豊次君 塚田長官にお尋ねいた
します。

行政機関職員定員法の一部を改正す
る法律案第二條の第二項に、「前項に
定める大蔵省の職員の定員の外、保税
倉庫その他関税法の適用上これに準
ずる特殊の取扱をする場所に派出して
税関の事務の一部を処理させるため、
税関に必要な職員を置くことができる
ものとし、その定員は、政令で定め
る。」といふことに規定してあるわけ
であります。これはまあ御存じの通り
會つて定員法で定めてあつたものを
一度政令に委ねるというこゝに、変え
て、それから又法律で定めるというこ
とに現在通りなつてゐるのでありま
す。それを今度は政令で定めるとい
ふことで、これが而もこの数年間にた
び／＼お変へになるわけです。これが

な取扱が起る可能性が相当に強いとい
ふやないか。ほかにそういう例は余り今
の制度ではないだらうと思ふのです
が、恐らくただ一つの例じやないかと
いうように私は想像しておるのでござ
います。これは私の考えでは一日も早
くおやめになる、そうして国の支出は
ふえるわけでありませうけれども、俸給
をけち／＼言つておる筋合のものじや
ないのじやないか。手数料は手数料と
してお取りになつて国の収入になさる
のは当り前のことであります。です
が、今申しましたような今日の制度と
いふものはこれは改めてもらへなけれ
ばならないのじやないか、かように考
へておるわけでありませう。それに対
するお考えを承つておきたい。

○國務大臣(塚田十一郎君) どうも余
り詳細にその問題を検討しておらな
かつたので非常に申訳ない話なんであり
ますが、第一段のどうしてこういう形
になつておるか、実態について若干私
も誤解があつたので、私も竹下委員の
お尋ねのように実はこれは月給が依頼
者から出るのだといふふうに了解をし
ておつたのでありまして、私はその了
解の上、まあこれはいい悪いという
ことは又別問題だと思ひますが、とに
かくその了解の上になつてゐる形にな
つておるものであるから、この定員を法
律において規制するほどのことではない
のではないだらうか。これはまあ政令
でお任せ頂きます。政府だけの考え
方で必要に応じて措置して行くといふ
ことで差支えないのではないだらうか
という考え方も、私もこういふ考え
方ではないだらうといふことにいたした
わけでありませう、どうも問題を前段も

後段も若干十分把握しておらんため
に、少し考え違ひをしておる面がある
ようでありませうから、事務局からあ
と補足させてお答えさせたいと思ひま
す。

○政府委員(岡部史郎君) お答え申上
げます。この保税倉庫と申しますのは、
御承知の通り貿易振興の見地から
輸入業者、輸出業者に便宜を与える
それで特定の地域を保税倉庫として指
定いたしました。そこに今度は税関か
ら官吏を特派せしめる。そのためにそ
の場合におきまして、それに対して国
家が特別の手料を徴収する、その手
料は大体そこに派遣いたしました官吏
の給与に或る程度見合ふというものが実
情であります。決してその業者が直
接の形で給与を支払うというものでは
ないのであります。ただ保税倉庫の
地域を輸出振興その他の見地から適宜
に伸縮して業者の便宜を計らつてや
る、その必要に応じましてこの税関特
派の職員をその都度伸縮されなければ
ならぬ。その必要に応じますためには
定員法で基礎だけは規定しておいて、
具体的な数字はそのときの必要に応じ
て政令で伸縮させたらよろからう。こ
ういふような考え方で、今度これを法律
から外すことにいたしましたわけであり
まして、そのような考え方についてい
ろんな考え方もありますので、ここ
二、三年の間御指摘のように或いは増
加分だけは政令で定める、或いは全体
について定員法の中に織込む、いろ
んな考え方がありましたが、その全員に
ついて一つ政令でそのつど必要な範囲
に伸縮をしたほうが貿易振興の見地か
らは便宜に相成るだらう、こういうよ

うな考えから外すように規定した次第
でございます。

○竹下豊次君 今のお考えはさうであ
らうと思ひますが、法律で定めて
あつたものを政令に移して、政令に移
したことを又法律にお変へになつて、
今お話の通りすれば何故に法律に又
お変へになつたのか。二度目にお変へ
になる必要はないではありませんか。
なぜお變へになりましたか。

○政府委員(岡部史郎君) ちよつとお
答え申上げますが、二度目の場合にお
きましては、今申上げました通り増加
分だけは政令でやる。これも徹底いた
しましたので全体を法律で規定するこ
とにいたしましたわけでありませう、今度
は全員を政令で定めよう、こういうよ
うに變へたわけでございます。前と
同じではございません。

○竹下豊次君 それじや条文を見せて
下さいませんか。あとで結構ですか
ら、その變つた条文を今度の四つを比
較して見せて下さいませんか。

○政府委員(岡部史郎君) 承知いたし
ました。

○竹下豊次君 そのいきさつが納得で
きればいいのですけれども、朝令暮改
といふような恰好になりましてちよつ
とおかしいと思ふのですから、あとで
一つ見せて頂けませんか。

○説明員(中屋博之君) 今突然でござ
いますので、後ほど資料として四つ並
べまして提出いたしますが、それにつ
きましてあらかじめちよつとお断りし
ておきますが、非常に朝令暮改の姿に
なつております。これには当時のいき
さつを調べてみますと、当初定員法が
できましたときに、実はその前がある
のでございませう、旧官制時代には全

部定員外でございます。いずれも官吏乃至待遇官吏でありましたから勅令定員はございましたが、その勅令を以ちまして定員外になつておりました。それで伸縮してやつておつたわけでございます。新定員法の発足に当りましては雇用員までを含めまして全体の定員という考え方は非常に強くなつたと見えますして、全部をさらい込みます際にこれも法律の中に入れてまして、法律にはあえて定員外という措置は講じなかつたのでございます。又一方におきましては、当時殆んど貿易と申ししましてもそう大したものではなかつたのでございますが、差迫つて不都合を強く感じなかつた関係もございますようで、ところがやつて参りますとこれはやはり不便である。伸縮ということでございますが、伸縮と申ししましてもむしろふえるほうが多い。部分的に申しますと、或る業者が廃業するとかそういうようなことがございますが、併しながら全体といたしましてそれを要望する側のほうが多いのでございます。だんだんふえて行くというやうな勢にございます。それで二十五年に定員法の改正に際しまして、これを今回と同じ趣旨の改正を政府のほうで企図いたしましたして、原案を整えまして御審議をお願いいたしましたのでありますが、その際の考え方は今回お願いいたしております分と同様であります。併し当時丁度まだ占領治下でございまして、法案が非常にふくそうしたりいたします関係で、司令部の最終的なアプルーバルがなかつた、いわゆるクリアランスだけあれば、提出だけ許された、それで衆議院で審議になりまして、衆議院でこれが通過されたのであります。参議院のほ

うにそれが廻りましてから丁度司令部のほうから最終的な意向が伝えられました。それによつてこの考え方はとれないということ、この考え方と申しますのは、今回のような考え方、それが承認を得られなかつたということでございます。得られなかつたのでございますが、この実情はそれでは困るということになつておりまして、弾力性がないので困るということで事前の措置といたしまして、本来の定員法、本則的な定員法で賄うべきものである。併し年度の途中で足りなくなる、その場合には追加的に増置する余地を政令で認める、その政令で認めます場合にも法律で限度を限りまして二百人でございしますが、政令で道を開く、従つてその場合の政令は根つこからの分ではございません。その年度途中でふえる、而もそれにシーリングの二百人というものをつける、それを法律で明らかにいたしまして、それでそういう修正案によつて司令部側の了解を得まして、それが一時施行されたわけであります。ところが実際は初めからそれが事前の措置であつたわけでありますが、実行いたしましたみですと、年度の初めにもう政令で増置いたしますことが合法的に認められております限度というものは、すぐ必要になつてしまひまして、年度の途中において更にこれを増加するということでは用をなさないというような実情であります。実際にはすでに天じようをついておるというやうな現状であつたのであります。却つてそれならば政令でどうせ頭から天じようまで出してしまへば政令措置をとる必要がないのでやむを得んから法律のほうに入れたらいいじやないかと

いうような意見になりました、それ、今度法律のほうに一緒に入れてしまつたというような次第でございます。それが大体占領治下の状況であります。今回の改正におきましては、いわゆるそんなような占領治下におきます或る程度のいきさつのあるような問題につきましたは、この問題はかみ合せまして期間その他につきましてもいろいろ御検討があつたのであります。そんなような点から当初の最初の二十五年のあたりまして、そういう場合には大蔵省限りでこれを勝手にやつておるといふ次第でございます。今回は政令でございます。大蔵省限りというわけには参りません。或いは結局閣議、行政管理局で審査いたしまして、みだりに必要があるからと申して職員もやたらにはかの省と比べて軽くなるような、均衡を失した措置は講ぜられないというようなことがあるわけでありまして。そんなようないきさつを承わつております。

○竹下豐次君 一番初め定員法ができたのは昭和二十四年ですね。それから今日まで四年たつて三べん変えるわけです。法律ができてそれを政令に任せて、それから今度は定員法になつて又変えるというのですから、どうもそれだけの事実を見ると如何にも朝令暮改で、政府に定見がなく、役人がお代りになるたびにお変えになるというやうな氣持がある。私はまだその当時の政令案と今度の政令案というのを見ておりませんから、一番初めの定員法とそれから現在の定員法、それから元

の政令と、今度お作りになる政令の内容、その四つを並べて書いて頂きますと、今の御説明が納得が行くのかも知れません。それを拝見いたしましてあとで又私のお尋ねをいたしたいと思ひます。

それからもう一つ、手数料で贈うという問題、手数料はどういう費目で収入になつて、この俸給はどういうふうに入らなつて、この俸給はおのづかやに支払われておるか、その辺もよく私承知してない。たださつき申しましたように横浜に参りましたときにあすこの税関の人から聞いたわけです。手数料で我々の給与を贈うことになつておりますというのを聞きました。それ以外の知識は現在持つていないわけでありまして。それだと困ると思うののお話で、そうでないのだということのお話を承わることができれば、請願巡査とは違ふということになるわけです。

○説明員(中尾博之君) 請願巡査の關係は私よく存じませんが、それが現在あるようでございますが、実は定員法にはございませんので、その点は十分かと思ひますが、税関特派の關係について申し上げますと、税関の中に派遣官吏費という項がございます、予算關係は大蔵省所管で、その中に職員の基本給、特別手当、超勤、赴任旅費、事務費が加つております。そういうふうな特定の項が立ててございますが、これによつてこういう人たちの俸給が払われておるわけでありまして。従つて特派官吏の俸給はこの支出科目かから払われる税関吏の科目以外の科目から払われる税関吏もおるわけでありまして。科目としてそういうふうに分けてございますが、本

人どもにいたしますと、自分はこの科目から俸給を受取るかということ余り意味をなさないのでありまして、別に特派官吏というような特別な身分がございましてわけではございません。一般の税関吏でございまして、その中にはこういう特殊な費目から金を受取る人もありますし、その他の費目から受取つておる人もございます。税関の事務量によりまして人を割振つております。予算定員で手間を計上して現実には賄つております。この科目から支払われた人もその人がその仕事だけに従事するといつたような筋合ではございません。従つて特派官吏に現実に参加しますときはこの科目から俸給をもらつておる人もおり、その他のものから俸給をもらつておる場合もございします。

それから一方収入でございしますが、収入は大蔵省所管の歳入の雑収入の部、それから諸収入の項の中の免許料といたしまして整理いたしております。これは税関にはいろ／＼な雑収入がございします。保税地域を開設いたしますときに特別に国の行政措置を必要いたします際に、その受益者負担的の手数料をとつております。そのほかに時間外に船が着きました場合、特に職員を残しておいて通関事務をしてもらう。その代り船の運航効率がよくなつたといった場合の手数料などいろいろあります。それらの手数料を主といたしまして、保税地域関係の免許の手数料を計上いたしてございます。これは面積その他その用途とかによりまして基準がありまして、それによつて徴収いたしますようになつております。全体の又手数料のきめ方の基礎におきましては、そ

の中に面積が幾らであり、それが孤立した場所か又まとまつた場所であるかという基準によりまして何人そこに人が必要であるか、何交替ぐらいいやうぐらいいやうか、経費はどのぐらいいやうか、特別に手間がかかるのかというやうなこと、それらをかみ合せましてそれで実際には手数料の額をきめるわけでありまして、具体的には大体このやうにきめますが、予算的に一人派遣いたしますと一万六千円ぐらいいやうな額は月でございまして、事務費や何かを入れますと予算を組んでございまして、実情は、金額その他はそういうことでございまして、収入支出を通じまして、いわゆる収入歳入を混じりまして本人に払われるわけでもございまして、全然系統は別でございまして、雑多な収入のうちの一つの収入に過ぎないものでございまして、それから又派遣されておりますのは職員は一般の税関の税官吏職員でございまして、これはいろいろございまして、特派職員というやうなものにも普通の慣習だけのやうでございしますが、慣習によらない者もございまして、それから相当普通の徴税関係、取締関係といったやうな事務もございいたしますので、相当級別の高い人も派遣されることになっておるわけでございます。それらの人は始終入れ代り立ち代つておるのでございまして、何の何がしという者が誰から金をもらつた分でおれは働いておるのだというやうな認識はございせん。そういうやうな関係でございせん。

○竹下豊次君 官吏の俸給の支払といふのは、殆どすべてその支出の形がきまつておる、その支出の形がきまつておりますので、この分だけがちよつと今の御説明によりまして違つておるかのように思われます。現にその役所の人自身が私どもはそれでもらつておるのだというやうな感じを持つておるのはいかぬ、そこを根拠がなければならぬ。普通の役人と自分たちは俸給の出所が違つておるのだという気持をその税官吏が持つておるわけなんです。それが私よくないのではないかと、こういう疑問を持つたわけなんです。それから税関の保税倉庫の仕事などはときによつて繁閑があるだろうと思つておられます。人をふやしたり減らさなければならぬということもあるだろうと思つておられますが、併しそれはほかにもたくさんその種類の仕事はあるだろうと思つておられます。似寄つた仕事がある時期によつて忙しい、忙しくないという仕事、それから都市によつても又變つて行くというものはある、保税倉庫のことでだけではないのであります。そのやうな制度と特になんか必要はないわけなんです、こういうふうにはちよいとお變になつておるだろうと思ひますが、私の言つたやうな弊害のないやうに人のとり代を、それはあなたが若いから昔のことは御存じないが、請願巡査もそうしてございまして、余り長く置きますと、これは警察官といふものは請願巡査だけに限らず、普通の巡査でありまして署長でありまして、ちよいととり代えないといふやうな弊害が起る。それで相当な時期を見てはとり代えるものなんですが、請願巡査もとり代へよう

ておつてもそれでも弊害が非常に多い、そういうことが元になつてこの制度はやめたわけなんです。どうも似寄つたやうな気がしましたのでお尋ねしているわけなんです。

○説明員(中尾博之君) 今申し上げましたやうなことでございまして、歳入の面はそういうこと、それから歳出の面で特別な措置をとつておるというやうなことでございまして、これは私どものあれからみましても、別に自分の俸給がどの科目から出てるかといふことは余り意識には最近はございせんし、むしろそれよりもそれがやつぱり一般の税収入を充てるというやうなことで、特定の収入と見合ひの経費というやうな建前になつておられます。税関係上、予算のほうを御審議になります際にも見合ひの科目に整理しておいたほうがわかりいいという意味でございまして、これを整理いたしているものでございまして。もう一つは、これは政令で今度は人間が若干実情に即した伸縮をいたすわけでもございまして、経費の面におきましても当然やうなことになつて来る。そうすると予算のほうは、これはきまつておりますので動けないという問題になります。もう一つは、使用いたします方法がございまして、昔の第一予算金に相当する大蔵大臣會議、これは税関のほうではございせんが、予算のほうの大蔵大臣會議で昔の第一予算金支出の制度がございまして、それを適用して行きたいという裏腹の関係がございまして、その際に人を特定いたします際にこの科目がどういふやうに出ておりますと、これを補充して参りますと整理が容易になる。さうな関係がござい

して、この科目によつて整理をやつておるにもかかわらず、御質問のやうな印象を与えることは皆無であるといふことは申し上げられないと思ひますけれども、実情はそういうことでございまして。なお普通の行政事務でも繁閑は勿論ございまして、それにやつて定員の増減は毎年いたしておるわけでもございまして、特派の関係が少し違ふやうなことは、普通の方でございまして、多少そこに弾力がございまして、忙しければ夜勤もできる、それから臨時のことにもなるのであります。この保税施設といふものは非常に分散いたしておりまして、一つ免許いたしますとどうしても最低一人は置かなければならぬ。従つて一人を置くにふさわしくないやうなもの、それは業者のほうも損です。それから申請もいたしません。国としてしまつてもおのずから限度がございまして、それからいたしましては免許いたした以上は、そこは丁度税関構内の延長になるわけでもございまして、どうしてそこを一人置かなければならぬので、多少取締の実際に当る人は氣をもんでおるわけでもございまして、この近所にもございまして、自動車の部品でありますとか、いろいろな工場でありますとか、その辺の町の中に一ぱい散在しておるわけでもございまして、従つて免許処分を一ついたしますと、どうしても定員にすぐ直接響いて来るという関係が時に顯著でございまして。ほかの行政処分につきましても勿論やうな面はございまして、程度の差はいろいろございまして、思ひますが、特にやうな関係がござ

いまして、現状の下におきまして不便を感じておる。民間のほうのいろいろ御要望にも十分にそがたい。役所のほうでもそれに対して或る程度くふうをこらしてやつておられますけれども、一カ所でない二カ所、三カ所一人を兼務して廻らせておるというやうな例もあり得る。結局せつかく保税施設にいたしましてその機能が十分じやない。職員がおりません間は倉出しもできないし、そういうやうなこともあります。それから一方取締の上から行きますとどうも心配であるといふやうなことで、担当の者は余計に心配をしておるわけでもあります。そんなやうな関係が特に顯著であるといふことであると思ひます。細かく見て参りますと、ほかにもいろいろございまして、差当つて中継貿易とか加工貿易というやうなことで今貿易振興の活路を開こうといふ際でございまして、特にそれが目だちまして痛切に感ぜられるものでありますので、取上げられたという関係もあります。

○竹下豊次君 私さつき申しましたやうに手数料で月給が賄われておるといふやうに税関吏から聞かされたことが先入主になつておりましたから、それでいろいろなことが想像されたわけでもあります。と云ふのは、今度政令にされても、つまり政令で動かされるということ、国会で動かすことよりも案なんです、政府としては、案になるというところはいろいろございまして、増員する場合にも案に増員ができる、こ

ういふことが言えるわけでありまして、さうすると、手数料はどういふやうにしておきめになるのか知りませんが、

増員したいというときには手数料をふやせばいいじゃないかというようになつても困る。それは併しできないかも知れませんが、どういふことできるか知りませんが、その手数料の額をおきめになる手続は私は研究しておりませんから。そういうことも行われるようになったら、これはとてもだらしがなくなくなる。一ぺん廻した人間はこれを減らすということは又容易でない。今どつちかという政府は減らしたいという考えでやりになつていく、一般的に併しこはどうか不平等だ、殊に手数料で賄うのなら、そういう傾向になりやすいのじゃないかというふうな疑問を私は持つたわけなんです。併し一番初めの前提が違ひますれば、それで解消するわけなんです。

○説明員(中尾博之君) 大体特別な貿易関係の最近の情勢を要した処置でございまして、特例だということでも御了承願ひよりほかにないと思ひます。実は今の手数料をとればその分だけ経費が使えるという関係は一応断つてございまして、手数料が一応きまりますととらざるを得ない、とらないわけにも行きませんし、それ以上とるわけにも行きません。特許すれば自然入つて来るわけですが、只今御指摘の特許するかどうかというところに問題があるものでございまして、特許いたします必要がありましていたしますれば自然に入つて参ります。一方で特許いたしません場合には経費を必要とするわけでございますから、今回の措置を御承認願ひますればこれは法律的には政令で行きますと同時に、予備費を支出しなればならない。あとで御承認願ひたい。

ことになるわけでございます。これも正規の財政上の手続でいたします。で、手数料が直ちに本人の責任において本人の係給に変わるというわけではないのと同様に、手数料が直ちに経費として税関官吏で使えるわけでもございせんから、若しそういう意味合の御心配でございましてたらその点は一応縁が切れております。

○竹下豐次君 ただ普通の官吏と取扱上違つてゐることだけはあります。すね、弊害があるか否かという問題は暫くおきまして。

○説明員(中尾博之君) 職員といたしましては形式的にはございせん。特派官吏であるというところは身分的にも何にもタイトルもございせんし、普通の大蔵事務官でございまして、管理職の職員は使ひません。誰か仕事の都合でそつちへ何人か廻つておるわけでございます。一般に職員が特定の場所に、殊に利害関係の深刻な場所に長く勤務することはいいかんという問題は別途あるわけでございますが、例えば普通の税務署の職員が一定の地域ばかり廻つておるとか、或いは普通間接税の関係でも特定のビル会社に派出されておるものもございまして、そういうのも長くおればつい心やすくなるというものは一般の問題としてあるわけでありまして、そういうふうなものにつきましては特に特別の監査、審査を心がけて、又長くおらないように人事上のくふうをこらすという配慮は必要と思ひます。そういう場合に特定の保税地域に派遣されておるといつたような監督の面から離れまして、一人ないし三人とかいつたような者が勤務しておるわけでございます。監督上は特段の注意

が必要であらうと思ひます。併しこれはどうも保税施設というものがともと散在しておるものでございまして、そこそで税関の事務の一部をとり計らつてやるという道を講じます以上は、それ自体としてはやむを得ないので、それは問題はその運用でございまして、これは必ずしも併し定員法とかそつちの関係でございせんので、職員の監督といった面から一般に通ずる問題でございまして、これは十分気を付けて参らなければならぬということであると思ひます。

○竹下豐次君 私が、甲という商人の倉庫にその人の商品を入れて出し入れをして、そして役所に手数料を払つて行くのです。その手数料で係給が出る。その係給をもらつてゐる人がその出している人の倉庫の仕事をしてゐるのだという話を聞いたことがあつた。それは併し今の御説明を聞くと間違ひであつたと思ひますけれども、そんなこととはないので、それが、そうなつていたら大変な弊害がありはしないかという疑惑があつたのです。

○説明員(中尾博之君) そういう関係は全然ありません。

○竹下豐次君 それでは私の聞いた人が間違つてゐたのでしよう。私の質問は一応これで打ち切ります。

○八木幸吉君 塚田長官にお尋ねいたしたいと思ひます。この委員会が始まりました当初に、内閣委員会専門調査室というので、昭和二十八年十一月二十八日の臨時行政改革本部案概要、ごうい資料が提出されておりました。ところがこの資料の中には相当各省の機関の縮小や廃合等も挙げられておるわけでありまして、今回提案になりました政府

案には大分それが骨抜きになつておるやうに見受けられるのでありますが、そこで私伺ひたいのは、機構の改革は途中から自由党のほうの行政改革特別委員会にお任せになつたかのようにこの前の質疑応答で伺つたのですが、その点念のためにもう一遍伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(塚田十一郎君) これはこの間もそういう応答があつておりました。総理からお答えがあつておつたのでありますが、正確に申し上げますならば任せたというのでは勿論ないのであります。それは御指摘のものがどんなものかお手元に参つておるのか存じませんが、恐らくこの行政機構改革本部にいたしまして最初に作り出した素案にその後或る程度の意見を取入れ一応まとめたものであると考へられます。そこでその案ができましたときにその案を基礎にいたしまして、どうせこれは国会にかかる問題でありますからして、国会の意向を広く最終決定をする前に伺つておくほうがいいのではないかと、勿論与党だけではなしに御意見のあるところはどの党から見てもお聞かせ願ひたいという心組で問題を見ておつたわけでありまして、併し当然議院内閣制度の関係がありますからして、殊に衆議院におきましては自由党多数という関係がありますので、自由党の意向を最も重視しなければならぬという関係で党にも意向を或る程度聞いてみるということになつたわけでありまして、そのときにばらばらに聞いても何であるからして、普通ならば政務調査会ということになると思ふのであります。問題が特殊であるから何か党でそういうものを専門に検討する

委員会というものを作つたらいいだろうということに党の幹部の間の意向がなりまして党にそれができ、従つてその意見を聞くという形になつたわけでありまして、ところがいよいよ、その意見を聞く段階になつてみますと、余りに異論が多過ぎて、ただ或る案でそれに意見を聞いてそれに対して意見のある部分を取入れてこれをまとめるという程度の問題ではないということになりまして、それでは暫くそちらで見てもらいたい、考へ直してもらいたいということになつた。その間のいきさつが党にとられたといふか、うになつておるわけでありまして、併し一応その自由党のその委員会からも委員会の考へ方というものがございまして、政府に返つて参りましたのであります。政府は率直に申上げましてこの改革の案ではもちろん大部分の問題が具体的な問題になつておるにせよ、勿論大原則としては基準というふうなものになり、その中に先日もちよつとお答え申上げた外局制度は全部これを廃止するといふ大原則も入れてあるわけでありまして、それに基づいて個々の部分につきましてはまだ未決定の部分が多い、常には多く、而もその未決定の部分自体が、それでは政府が或る考へ方、意見をまとめればまとまるというふうな委員会の考へ方でも審議の経過からみて想像できない。と申しますことは、結局この委員会でも意見がまとまらずに未決定で残しておくという形になつて党に返つて来ておる。自由党の内部はそういうふうな状態でありまして、一方実はこういう案が正式にはまだ発表いたしておらなかつたのであります。

案には大分それが骨抜きになつておるやうに見受けられるのでありますが、そこで私伺ひたいのは、機構の改革は途中から自由党のほうの行政改革特別委員会にお任せになつたかのようにこの前の質疑応答で伺つたのですが、その点念のためにもう一遍伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(塚田十一郎君) これはこの間もそういう応答があつておりました。総理からお答えがあつておつたのでありますが、正確に申し上げますならば任せたというのでは勿論ないのであります。それは御指摘のものがどんなものかお手元に参つておるのか存じませんが、恐らくこの行政機構改革本部にいたしまして最初に作り出した素案にその後或る程度の意見を取入れ一応まとめたものであると考へられます。そこでその案ができましたときにその案を基礎にいたしまして、どうせこれは国会にかかる問題でありますからして、国会の意向を広く最終決定をする前に伺つておくほうがいいのではないかと、勿論与党だけではなしに御意見のあるところはどの党から見てもお聞かせ願ひたいという心組で問題を見ておつたわけでありまして、併し当然議院内閣制度の関係がありますからして、殊に衆議院におきましては自由党多数という関係がありますので、自由党の意向を最も重視しなければならぬという関係で党にも意向を或る程度聞いてみるということになつたわけでありまして、そのときにばらばらに聞いても何であるからして、普通ならば政務調査会ということになると思ふのであります。問題が特殊であるから何か党でそういうものを専門に検討する

案には大分それが骨抜きになつておるやうに見受けられるのでありますが、そこで私伺ひたいのは、機構の改革は途中から自由党のほうの行政改革特別委員会にお任せになつたかのようにこの前の質疑応答で伺つたのですが、その点念のためにもう一遍伺つておきたいと思ひます。

案には大分それが骨抜きになつておるやうに見受けられるのでありますが、そこで私伺ひたいのは、機構の改革は途中から自由党のほうの行政改革特別委員会にお任せになつたかのようにこの前の質疑応答で伺つたのですが、その点念のためにもう一遍伺つておきたいと思ひます。

案には大分それが骨抜きになつておるやうに見受けられるのでありますが、そこで私伺ひたいのは、機構の改革は途中から自由党のほうの行政改革特別委員会にお任せになつたかのようにこの前の質疑応答で伺つたのですが、その点念のためにもう一遍伺つておきたいと思ひます。

新聞紙上などにいろ／＼に伝えられま
すと、それを材料にいたしましていろ
いろな委員会から、これは内閣委員会
以外の委員会からお呼び出しを受けま
して、当参議院におきまして私の記
憶では厚生委員会からお呼び出しを受
けました。又水産委員会からもお呼び
出しを受けまして、そうしてそれ／＼
の委員会における御意見を御質疑を
通して伺つておると、やはり政府の案に
対して非常に強い異論をお持ちになつ
ておる。そういう考え方をずつと伺つ
ておるとやはり考え方はそれ／＼の委
員会はその／＼の特殊の立場に立つて
立論をなさつておるのを感じられ
る。それを行政管理局なり改革本部が
全体の立場に立つて考える考え方と調
整をとつて行くんでないと、なか／＼
この状態だとこれは国会へ持つて行つ
てもすらすらと行くというわけには行か
んだらうというふうなまあ見通も立て
られましたので、これはもう少し本格
的に検討をして本日に国会へ持つて行
つたならば多少御不満があつても納得
をして頂ける程度のものを作り、或る
程度その見通しをつけた上でないと御
審議願うところまで持つて行つても結
局混乱を起すだけで無駄な骨折になつ
てしまふというふうな事情が想像され
ましたことが、もう一度本腰を入れて
検討しよう、こういうふうになつた理
由でございます。

○八木幸吉君 自由党の改革案を今年
の一月の九日の総務会決定というので
出ているのを拝見しますと、行政機構
を簡素化し合理化する方向に向つて引
続き検討するといったような名前ばか
り多くて、結局具体的結論は何もま
あ人事院の廃止以外にはないようにお

見受けするのですが、そこで政府のほ
うの先ほど引用しましたいわゆる機構
改革案に具体的に相当盛られておる点
も、いろ／＼な今お話のあつたような
国会の空気を、党の空気を、全般的空気を
勘案されて本格的のものを改めてもう
一遍考え直すというくらいな程度で、
今度の機構問題に対しては余りお触れ
にならなかつた、こういうふうによま
あ考えていいわけじゃないかと思ひま
す。

○国務大臣(塚田十一郎君) 大体御指
摘の通りなものであります。それでそ
の本格的に考え直すということは、もう
少しづつづつと申上げればどうい
うことかと申しますと、やはり機構を
相当大がかりに改正するといふときに
は或る部局だけを上げても駄目なん
だ、或る省だけを上げても駄目なん
だ。そういういたしますと、例えば参議院
の先ほど申上げました二つの委員会に
おいて御質疑を受けたときの経過の記
憶からいたしまして、御質問になる
御意見というものはその立場から見
れば正にその通りであると思はれる意見
が非常に多いのであります。例えば医
務局と薬務局を一本にして医政局とい
うような構想に対して非常に御意見が
あつたやうであります。一体一緒にし
てどれだけの利益があるのだという
ようなまあしんらつた御意見も出て来
るのであります。そういういたしますと、
それにまあ医政局と薬務局を一緒にし
てどれだけの人間の整理ができるだろ
うかといふことになる、事務の整理
というものが考えられない限りはそう
大規模の人間の整理というものはできな
いという見通しも付いて参る。そうす
ると、それを抑切つてそれでもなお且

つ厚生省では医政局と薬務局を一本に
して医政局にするのは利益があるんで
す、必要があるのです、というようには
なか／＼御説明は付けにくい、併しこ
れはそう言ひながら機構全体は非常に
大きくふくれ上つておる大になつてお
ります。又機構がそういう工合にばう
大にふくれ上つておること自体が行政
の運営を複雑化して国民の立場から御
迷惑を起しておるといふことも、これ
も又間違いない議論と考えられますの
で、やはり機構を問題にするときには
全部一緒にしてどの省についても同じ
ような考え方では整理といふものを考
えて議論をして行くといふようにしな
い、なか／＼これは必ずかしといふ、こ
ういふ考え方であつたわけでありま
す。

○八木幸吉君 今度は少し観点を交
まして機構そのものの改廃のときに問
題になるような条件につきまして少し何
いいたいと思ひます。最初に課の人員に
不同があるといふ点について伺いたい
と思ひますが、実は私昨晩晩議院の
内部における課が一人人員の分布状態
がどういふふうになつておるか、こ
う思つて私ちよつとそろばんをおいてみ
たのですけれども、その数字をちよつ
とここに挙げてみますと、一つの課で
五人以下のものは八つ、十人以下の
ものは二十、十五人以下のものが十一
、二十人以下のものが十五、二十五人
以下が十七、三十人以下が十二、四十
人以下が十三、五十人以下が九つ、六十
人以下が三つ、七十人以下が四つ、百
人以下が一つ、百人以下が一つ、百
二十人以下が二つ、百三十人以下が一
つ、百四十人以下が一つ、百五十人以
下が一つ、百七十人から百六十人が一

つ、百八十人から百七十人が一つ、百
九十人から百八十人が一つ、二百二人
が一つ、二百四十人が一つ、三百二人が
一つ、こういうふうな非常に異なる
がある。一番大きい最大の三百二人とい
うのはどの課かといへば、製表第二
課といふのが三百二人一つの課にある
わけですね。それから一番少い
課がどこだといふと、北海道開発庁の
地政課といふのが四人、同じ水政課が
四人、農林水産課が四人、それから経
済審議庁の農林課が四人、交通課が四
人、広報課が四人、土地調整委員会の
審査課五人、北海道開発庁の経済課が
五人、まあこういうふうな非常に少
いのと多いのとあるわけですが、私が
伺いたのは課の数が少いといふこと
が必ずしも悪いといつておるのでもな
ければ、多いのが非常によくないとい
うわけでもございませうが、少
いの課があるといふのはこれは職務制
の關係から長いことおつてどうして
その人に給料を余計やらなくちやいけ
ないといふ場合に、特に課長にするた
めにここのいふに課があるんじやな
いか、こう思ひますが、如何でし
よう。

○国務大臣(塚田十一郎君) この点は
私もよく問題点として取上げて
検討をいたしましたし、又問題がそ
こに出て来る原因は同じようなところ
にあるのではないかとやはり考へてお
るわけでありま。そこで実は局、
省、部といふような大きなところの整
理統合はできませんでしたが、でも、
課の整理統合はこれはできる、できる
はずなんだと、これは各省の責任者が
そのつもりになればこれはできるはず
なんです。勿論そのときに数が多いか

らそれは或る数で切つてしまふといふ
こともできかねると思ひますのであ
りますが、そうかといつてそれでも非
常に少い課も多い課も今日のように乱
雑にあること自体が、全然もうこれは
自然発生的に出たものでどうにもなら
んものだといふ考え方はないはずであ
るから、そこでこれは各都府、各省庁
において一つ責任者に御検討を願つて
なるべく減らすといふ方針で課關係に
ついて検討願ひたい。そこでその場合
に問題になりますのは御指摘のよう
にやはり給与の問題であると私も思ひ
ますし、そうして課がこうして非常に
ふた／＼おきまの様にこれに給与に
關係がありまからして、そういう
工合にして若し課なり係を整理した場
合に給与に支障があるものは、それは
別途の法規制の面を考へてそういう事
情の場合には、給与を別に下げないで
もいい、又下げないだけでなしに今後
そういう必要に應ずれば例えば課長な
り係長といふ地位につかないでも或る
給与にはのぼせるといふ方法というも
のを何か考へるといふことで、両面か
ら課の整理をするといふことにぜひ持
つて行きたいといふ考え方、今各省
庁にその案を練つてもらふようにこれ
は行政管理局にいたしまして依頼をい
たしてある。そういう案ができたなら
ば行政管理局に見せてほしいというよ
うにお願いをしてある状態でございます。

○八木幸吉君 長官も十分御承知のあ
るフーパー委員会、アメリカのあの中
に大休人の統御能力を一人で六人ない
し十二人といふことを出しておりま
す。そこで今の問題に返りまして、三
百二人の最大の製表課、おそらくそこ

には係長といつたようなものがあつて、係長が十人、二十人なり或いは三十人なりおられて、その部下が更に五人なり十人なり十五人なりというふうな組織になつておるのじやないかと思ふのですが如何でございましょう。

○国務大臣(塚田十一郎君) 大方そのようになつておると思ひます。今御指摘のスパン・オブ・コントロールという問題なども、そのときに課をどういう工合に統合するかというときにやはり考へて然るべきじやないかと実は考へておるのです。ただ幾らかこの日本の官庁機構と違ひますのは、フーパー委員会の構想などに出ておりますアメリカの行政官庁の構想ですと、或る課長なり係長の下に或る数といふものを置いてはおりますけれども、この場合には課長なり係長が自分で仕事をしておるという式になつておるようございまして、あとの人は従つて助手ということになつておるようでありまして、その点は日本の官庁機構の場合には下から案を作つて順々にやつて来るというあれで、ただ上がはんこをおすというだけになつておるもので、ちつと違ふようでありますけれども、併し、その点はむしろ日本の今の官庁機構もそういふような課長なりという地位の人がやはり自分でやるという式にするほうが、人間を能率的に使う上においてやはりいいのじやないか、こゝろに点にも考へ直す余地があるのじやないかと思つております。

○竹下豊次君 今の八木さんの質問に関連しまして簡単に尋ねたいのですが、この課の廃合の問題につきましては、野田さんが行政官庁の長官時代、もう二年前になつたか知りませんが、八木さんと同じ考へを持ちまして、上のほうばかりお考えにならないで、課から整理なすつたら上のほうは自然減りますよ。それをなぜおやりになりませんかという質問をしたことがあります。そのときに野田長官は、もうはつきり言われまして、それはもうその通りだということお答え。それからその俸給関係のことという、私ちよつとよそから聞いたこともありましたが、あれども、ちよつと言ひにくいことでもありましたので、そこだけは私遠慮して申し上げませんでしたら、野田長官は自分で、こゝろに關係もありまして甚だよくないことであると思ひます。それで、これは何とか整理をしなければならぬと思つております。併し、今のままではできないのであります。それは、課の廃合ということとは各大臣の仕事になつておつて自分の所管でないのだ。で、どうすることもできない。それじやあつて管理庁のほうの仕事にしてそれを押えて行くということにお取扱を改めなされる必要があるでしょう、こゝろが申しました。そうしたら、その通りだと、早速その仕事に着手いたしますと云ふことを、これはもうはつきり言われたわけでありまして。その当時は、もとよりそれからもう二年もたつておりますから、塚田長官はそのいきさつは御存じないだらうと思つておりますが、大野木さんと岡部さんはお二人ともおいでだつたと思つておりますが、その後政府はどれだけの手を打つておられますか。先ほどの長官のお答えでは今研究しておることになつておるのかも知れませんが、政

府としてはもうそのときからすでに着手されたはずだと思つております。それが今日までちつとも行われていないのは一体どういふ事情にありますか。着手されなかつたのか。その辺の経過を一つ。

○政府委員(大野木克彦君) 私から申し上げますが、あのときの行政機構の改革によりまして、従来省令でありました課の設置を政令に直してあります。政令事項になつておるわけでありまして、それで、それに従ひまして直ちにたしか一カ月後に全部従来省令だつたものを政令に変へまして、今日まで来ておるわけでございます。それと同時に、そのときは実は整理が殆んどできませんでしたので、その後実は一月までに課の整理をいたさうということになり、実は各省集まつてもらひましていろいろ協議をしたのでございます。一方又更に行政機構の改革の問題が片つ方にありましたものでございまして、結局それと見合ふというやうなことになるので、それと同時にやつたらという事で今日までそれが延びてゐる状況でございます。

○八木幸吉君 今の課の問題に関連してもう一言伺ひたいと思ひます。今長官が、どうも職階制の關係から課をふやす傾向がある。むしろ課をふやさないで給料を上げるやうな方法に変へるほうが先決じやないかというふうにお話でありますが、研究してゐるという針は結構と思ひます。その参考にちよつとお話が出ましたから申し上げますが、法務省の保護局の特別調査課というのは課員が一人、それから公安審査委員会の審査課が二人、人権擁護局の第三課が二人。それから厚生省の環境衛生部の乳肉衛生課というのが二人。運輸省の捕獲審査再審査委員会の審査課が二人、総務課が三人、こゝろに非常な少い課もあるわけでございますが、今の規模と待遇の問題がからまるように、職階制に關係なしに給料を上げられるやうな方法を早急に私はお願ひしたいと思ひます。

それから次に各省に亘つて非常に文書課といふものがばかに多い課もあれば、或いは秘書課の多いところといろいろになつておりますが、会計課でもこの傾向が非常に多いのであります。これは表に出ただけのものでは必ずしも妥当ではないかと思ひますが、会計課一人当りで一体どのくらいの人員を受持つてゐると申しますか、さういつたやうなことを試みに算出して見たわけでございますが、外務省は中央府省の人員が千二百二十一人に対して会計課の課員は百九十一名、つまり会計課一人が中央府省の人員の六・四人を受持つてゐる。大蔵省は同じく六・四人、文部省は五・六人。まあ会計課一人に五・六人がいるということになる。ところが通産省になりますと一人が二十四人、運輸省が二十一人、郵政省が二十四人というふうな、一応名目だけで見ればさういふ計算が出て参ります。尤もこの会計という中には厚生課の問題を扱うところもありまして、外務省は今のやうに会計課の一人が六人しか持つてゐないというところになつておりますが、逆に厚生課はたつた九人しかいない。ところが逆に通産省はこの会計一人が二十四人も持つてゐるが厚生課が二百二十六人もいる。その辺に一つ私には原因があるのじやないかと思ふのであります。まあこゝろにたつたことも大乗的な立場にあられる行政官庁が一応の基準をお示しになつて、若しくは事務の内容を十分お調べになつて一つの標準と言ひますか、基準と言ひますか、さういつたやうなものを立てになつてチェックして行くといふことをやはり強力におやりになる必要があるのじやないか。こゝろに思ふのでございますが、何かさういつたことに対して方策を積極的に具體的におやりになつてゐるか。

○国務大臣(塚田十一郎君) これはその構想は全く同感でありまして、私もさういふやうに実は考へてゐるわけなんです。ただ今度はそのところまで検討と言ひますか、結論が出せなかつたので、非常にさういふ意味においても今度の行政整理は自分としても不徹底になつてゐると思ふのであります。私どもも各省それから各省内の各局、部、課といふやうなものについて相互比較できるものは相互に比較をしてみたいということが、一つ大きな整理の場合の行政官庁として各省にこのくらいの予想人員があるということも判定いたします場合の一つの強力な資料になると考へております。そのことは殊に私は自治庁長官として地方を見ておりました一層その感を強くいたしてゐるのであります。地方のほうも今年は中央と歩調を合せて一律の整理になつておりますが、これは地方の整理の場合には同じ規模の団体について、最も典型的にやまゝやつて頂いてゐるところをサンプルにとつて、ここに例えば人口十萬の都市の非常にうまう財政状態が生きておるといふところが果してどれくらいの庁員でやつておるかといふ

になった。で一体むずかしいのはどう
 するかというと、むずかしいものは外
 へ注文に出すというので中途半ばな機
 関であります。これはほんの一例であ
 りますけれども、この点がやはり今度
 の機構を改革されるときに、十分思い
 切つた気持でお立てを願いたいとい
 うことを希望的に申上げておきます。

それから許可認可事項の整理、これ
 はいつも出て来ることなんですが、今
 回は改革本部でも無論出たと思いま
 す。が、一体数字的に何かデーターが
 あれば伺つてみたい。

○国務大臣(塚田二郎君) まだ数字
 的な回答は行政管理庁として出てお
 りませんが、その方針でやるように殊
 に許可認可事項の整理に関連いたしま

て、成るべく出先機關に権限を委譲できるものは委譲して欲しい。そうでないと、陳情が中央に集まつて来てどうにも収拾がつかん。それが地方自治団体の浪費の原因にもなるからということ、この点はかなり御協力願つておると思います。殊に若しそういう工合にできないならば、出先機關が無駄であ

ということになるからして、出先機関を整理しますというような意向を行政改革本部の意向として各省に伝えたものでありますから、整理されるくらいなら成るべく出先に権限を委譲しようということ、そのほうはかなり各省とも御協力を願つておるようであり、まだ結果を聞いておりませんが、通産省なんか殊にそういう線においてはかなりいろいろな措置をされておるように伺つております。

それから建築の関係のことでありますが、これは昨日もちよつとお答え申し上げたのでありますけれども、これも

随分熱心に検討したものであります、各省について。これは各省の營繕関係の予算と、それからそれに携つておる人員とでどの省は一人当りどれくらいの仕事量を持つておるといふようなことも数量的にいろ／＼検討してみまして、大体或る程度の大きさのもの以上はまとめた方がいいのじやないかという一応の素案は持つておるものであります。これも本格的な改革の機会に是非やりたいと思つておる問題の一つであります。

○八木幸吉君 許可認可事業の問題ですが、嘗て小林一三氏が通産大臣が商工大臣かをしておつたときに、許可を申請して一月返事がなかつたら許可になつたものとみなして、工事でも何でも着手したらいというのをたしか通達したように記憶しておりますが、今でもそういう取扱が残つておりますか。

○政府委員(大野木克彦君) 実は戦時中に許可認可等行政事務簡便令という勅令が出ましてやつたことがあるのでございましてけれども、今はそれに該当するものが現在ございませんので、勅令としては残つておるのでございますけれども、実際は動いていない状況でございます。なお許可認可事務等臨時措置法でございまして措置令というものが出来まして、これは委任関係若しくは不要とするような法律及び勅令が出たのでございまして。これはやはり大東亜戦争に関するものでありまして、現在は余り動いておりません。併しそれらをひくるめまして許可認可等に関する簡便の方法は何らか講じなければならぬということの研究はいたしております。

○八木幸吉君 私は小林さんのアイデアは面白いと思うのです。だから一カ月が、仮に短ければ二カ月でもいいけれども、官庁が怠慢にしていれば民間はどんな／＼やつて行くといふことを、一つそういう面からもみずからチエックする方法として私ははじめにひとり上げになつてお考えになつて、単独でも実行なさるのがいいのじやないか、こう思います。

次に共管事務の権限及び責任の明確化の面から伺いたいと思うのですが、これは行政管理局でお出しになつた行政機構年報にも詳しく出ておりますが、例えば観光事務とか水道の事務だとか、そういうたつたものか、一体話は付いたか、と言つて聞きますが、どういふふうでございませうか、一つ伺つてみたいと思つております。

○政府委員(大野木克彦君) 只今お話になりました共管事務の中で、少くとも水道関係だけは今度の国会に提案したいといふことで準備をいたしておるわけでございます。併しそれにつきましてもなか／＼関係省の間の意見がございまして、一生懸命努力はいたしておるのでございまして、まだ提案する運びには至つておりません。できることならば出したといふことで努力いたしております。

○八木幸吉君 観光のほうは。○政府委員(大野木克彦君) 観光のほうは今度はちよつと間に合わないかと存じます。○八木幸吉君 それから就学前の教育の幼稚園は文部省でやつておる、保育園は厚生省でやつておる、これは如何ですか。

○政府委員(大野木克彦君) それも実は問題ではございしますが、今度はちよつと間に合ひかねております。なお児童関係の仕事につきましては、御承知のように総理府に青少年問題協議会などがございまして、各方面に児童並びに青少年の問題は分れております。そういう協議会を以ていろ／＼審議をいたしておるのでございしますが、児童問題、青少年問題と言ひましてもいろいろ各方面に分れておるものでございすからなか／＼統一はむずかしい状況でございます。

○八木幸吉君 それから医薬品は、一般は厚生省、農薬品は農林省、これはやはりそのままでございしますが。

○政府委員(大野木克彦君) それもどうも医薬品だからといつて農薬関係を厚生省に一元化することはどうも無理だといふ御意見が相当強ございまして、一元化といふことはできかねておる状態でございます。

○八木幸吉君 それから事務処理の改善方法、これは長官は実業家出身でありますから、一つ科学的に十分お調べを願ひたいといふことだけ申上げてそれ以上申上げませんが、企画面と実施面を分離して、相当局長或いは部長あたりに有力なスタッフを置いて即決的に事務をやる、言葉を換えて言へば、先ほど長官からお話がありました今までの下から順々に伺ひ出式の事務処理の方法を改めて、この仕事は局長で決裁する、この仕事は部長で決裁する、これは次官まで行かなければならぬといふように、仕事によつて決裁の幅をきめて、而もその局長なり部長なり或いは次官なりが決裁する上において自分のまわりに参事官なり何だか名前

前は知りませんが特別職的な幕僚的なスタッフを置いてやつてみれば、民間の事業会社の仕事の決裁のような式に改められるといふ具体的な方策を行政管理局で一つお考え願つて、どこからでも手をつけて行くといふ考え方を願ひたいのですが、如何でしょうか。

○国務大臣(塚田二郎君) その点も全く私も同意であります、是非各省各官署の事務の運び方がそういうようにならんものかといふことで具体的に検討させておるわけでありまして、私も自分が郵政省の仕事をやつてみて、実際に／＼するのであります。ときどきかん／＼と起すような状態で自分の省の具体的な状態をじつと見ておつて適切な方法を是非講じたい。それで参事官制といふものも実は考へてみたことはあるもので、まだはつきりした案にはなつておりませんけれども、やはり構想は今の御指摘と同じような考え方でありまして、責任を持つて仕事をしに行く人のまわりに判断の参考意見を出し又は必要資料を集める、そういう人々を集めておいてそうしてそこでバリ／＼と問題を速断即決でやつてもらうといふ機構にするのでなければ大規模な人員整理ができませんし、又国民の側から誠に官庁事務が非常にスローであるといふあの非難は、これは到底抜くことはできないと私も感じております。

○八木幸吉君 それから一般スタッフ事務の標準動作的な考え方ですね。それと証票、伝票類を行政管理局の全部お取りになつて御検討になつたことがございしますか。

○国務大臣(塚田二郎君) これは全体的にまだそういうことをやつたことではないと思つておりますが、今度の行政機構改革に関連しましては、もう少し何とかできるであらうといふことで、それ専門に一応検討してみたいことがあります。人事事務と会計事務を一番真剣に検討してみたいのですが、実は意外な結果になつてしまつておるので、人事事務は今の機構の改革と関連して相当整理簡素化できるやうになる次第でございまして、会計事務のほうには自分が考へておつたほどどうも簡素にできるという結論に行かなくて、どこにその判断の誤りがあるのかもう一度考へ直してみようといふやうな状態になつておるわけでありまして。併し官庁事務全般については、御指摘のやうに、もう少し運営の方法を行政管理局で総合的に検討してみることがあると感じております。

○八木幸吉君 二、三年前に大蔵省の官吏であられるかたに伺つたことがあるのですが、官庁の建物を建てるのに判を七十枚伝票に押したといふことを私は聞いたのですが、伝票の行方、どういふふうになつた一枚の伝票が動くかと、その伝票の行方をお調べになると無駄が非常に多くわかつたと思つたので、多少余談になりますが、私が会社におつたときに、一枚の伝票がどういふふうになつたかといふことを調べてみて、非常に無駄を發見して節約したことがあるのですが、今判の話が出たのですけれども、官庁が幾つ一体どんな判を押すか、判の枚数を調べれば、如何に判の無駄が多いかといふことがおわかりになるだらうと思つた。これは御参考までに申上げてお

あ今一番やはり復活がとまる有力なのは、すべて法律によらなければ定員の増加もできないということになつておるところが一番やはり大きな私は抑えてどこだと思つております。従つて、そういう工合でありますし、又政府も行政整理というものに對して非常な熱意を持つておりますからして、各省がそういう案を作りましたも、容易には行政管理庁としては応じないという行き方で、むしろ少し行管の考え方が固遇きて困るというような意見が各省から出ておるくらいであります。従つて、まあ各省がそのつもりで協力願へば、今の機構で行けばもうそう大きく、而も理由なしに大きくなるというようなことは、これはとめられる十分な機構の上でのチェックのあれができておると思つております。併し私がそういう考え方で行管長官に着任いたしましたからでも、やはりどうしても最後には承認せざるを得ないで増員というものが起つておるところもありますし、出

先機関は整理したいと考えながらも出先がふえておるのもありまして、それだけに総理が言われる、これはすすはきみたいなもので絶えず整理ということを考えていなければ、ふえるものだけがふえて収拾がつかない状態になるということは、まあ非常に卑俗なたとえでおつしやつたけれども、非常によく行政機関の状態には当つておると私も考えておるわけであります。

○八木秀吉君 ありがとうございます。私はいさぐさで終わります。

○委員長(小酒井義男君) 本法律案に對しましては、なお堀、三浦、岡田、三委員より質問の申出がありますが、これは明後十三日に行うことといたします。

次に御報告を申上げて御承認を得たいと思ひますが、実は明日、本法律案に對して参考人の意見を聴取することに相成つておりますが、この前の委員会で御承認を願つた参考人の中に変更がありますので御報告を申し上げます。全通信従業員組合の中央執行委員長横川正市君に差支えができましたので、副執行委員長の野上元君に変更の申出がありました。なお日経連の副会長であります植村甲午郎君に對しましても御本人に出席ができない用件があつてことわつて來られましたので、その他心当りをお尋ねをしましたが、どうしても御出席を願うことができません。なので、この両名の方が変更になりますので、委員の皆さんに一つ御報告申上げて御承認を得ておきたいと思ひます。御承認をお願いいたします。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十四分散会

昭和二十九年五月二十二日印刷

昭和二十九年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局